

## 建設業労働者の技能向上のため

### 教育訓練を実施しませんか？

(建設教育訓練助成金)



今回は建設業の会社社長さんに耳寄りな助成金です。  
様々な機材を使用するケースが多い建設業という仕事柄、仮に「新しい人材を」と考えても未経験者の人を雇い入れるのは少し躊躇してしまう…なんてことはありませんか？やる気はあっても経験の無い（少ない）人よりある（多い）人を雇いたいと思うのは自然なことかもしれませんね。

「でもそれじゃあせつかくの人材が勿体無い。ここはひとつ育ててみよう！」とお考えの社長さん、まずは教育訓練を受けさせてみては如何でしょうか？その費用は会社負担することになりますが、今回ご紹介する助成金を活用すれば大幅に費用の削減をすることができますし、未経験者だけでなく更なる技術の向上を目指す従業員の人も対象となります。

では実際に助成金受給のための各要件を確認してみましょう。なお、この助成金は「中小建設会社」のみを対象としておりますのでご注意ください。

#### ◎支給要件

- ①中小建設業であること（資本金3億円以下、または従業員300人以下）
- ②雇用保険に加入しており、かつ雇用保険料率が 18.5/1000 であること
- ③教育訓練の受講者が雇用保険の被保険者であること
- ④受講料は会社が負担すること
- ⑤教育訓練の受講期間中も受講者に賃金(※)が支払われていること

※仮に受講日が会社の休日であった場合や残業の時間帯に受講する場合は割増賃金を含んだ賃金の支払いが必要となります。

#### ◎助成内容

助成金の対象となる主な訓練の種類は以下の通りです。

- ・認定訓練…都道府県に登録された教習機関での教育訓練
- ・技能実習…中小建設業の会社自らが行う教育訓練
- ・通信教育訓練…通信機能を使用した教育訓練

なお、助成内容の内訳は

- ・経費助成…教育訓練に要した費用の助成
- ・賃金助成…受講者に支払った賃金に対する助成 となっています。

| 種類     |      | 助成金額および助成限度額  |
|--------|------|---|
| 認定訓練   | 経費助成 | 1人1月(コースまたは単位)当たり1,800円から25,000円を限度とします(訓練課程により助成額が異なります) |
|        | 賃金助成 | 1人1日当たり5,400円または7,000円を限度とします(訓練課程により助成額が異なります)           |
| 技能実習   | 経費助成 | 一の技能実習について1日20万円(訓練内容により13万円)かつ20日を限度とします                 |
|        | 賃金助成 | 一の技能実習等について1人1日当たり7,000円(上限)かつ20日を限度とします                  |
| 通信教育訓練 | 経費助成 | 一の教育訓練の受講料(教科書代・教材費含む)の1/2、1人当たり10万円を限度とします               |

教育訓練にかかった費用の助成だけでなく、訓練実施日に有給扱いとした従業員の賃金に対する助成も行われますので、該当する場合は是非とも利用したいところです。

事前に実施機関がこの助成金に対応しているか否かをしっかりとご確認いただきからお申込みください。

(平成23年9月現在)